

行政財産目的外使用許可書

横浜市交資活指令第〇号

令和〇年〇月〇日

(住所) 〇〇市〇〇区〇〇町〇—〇—〇

(団体名) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇様

横浜市交通事業管理者

当局公印

令和〇年〇月〇日に申請のありました行政財産の用途又は目的外の使用については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定により、次の条件を付して許可します。

1 使用を許可する物件

(1) 名 称 〇〇駅 〇階

(2) 所在地番 横浜市〇〇区〇〇

2 用途指定

使用を許可された者は、1 の物件を「ワゴン店舗による一時的な販売業務」の用に供しなければならない。

3 使用許可期間、場所及び面積

使用許可期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間） 各日とも営業時間は 10 時 00 分から 22 時 00 分までとし、営業時間外は当局指定区画にワゴン什器類を保管すること。
使用許可場所	地下 1 階コンコース（別添駅構内図のとおり）
使用許可面積	合計〇平方メートル

※なお、本許可書交付後、使用を許可された者の責めに帰する理由による使用許可期間、場所及び面積について変更の許可は行わない。

4 使用料及び納付方法

(1) 使用料

ア 使用料は、使用許可場所で得られる売上金（消費税別）に、〇%を乗じて得た額を当局へ納めるものとし、これには消費税を加算するものとする。使用料には当該使用を許可された物件に付帯する電気使用料及び倉庫使用料（ワゴン什器類等の保管にかかる使用料）を含むものとする。

イ 営業日は原則通年としますが、1 か月あたり 12 日以内で休業日の設定も可能とします。ただし、1 か月あたりの休業日が 12 日を超える場合は、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗等の設置に関する要綱に基づき、1 日あたり倉庫使用料として 10,000 円（税抜き）を請求します。

(2) 納付方法

使用を許可された者は、当局が発行する納入通知書により当局の指定する期日までに使用料を納付しなければならない。納付された使用料については、横浜市交通局公有財産規程 18 条に基づき取り扱うものとする。

5 延滞金

指定した期日までに使用料を支払わないときは、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例に定めるところにより算定した金額を支払わなければならない。

6 使用料の改定

経済情勢の変動、その他の事情により特に必要があると認める場合には、当局は使用料を改定することができる。

7 経費の負担等

使用を許可された者は、使用を許可された物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、当該使用を許可された物件に付帯する電気料などの光熱水費等を負担しなければならない。

8 使用上の制限等

- (1) 当局が使用を許可した物件は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を 2 に指定した用途以外の用途に供してはならない。
- (3) 使用を許可された者は、使用を許可された物件について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を受けなければならない。
- (4) 使用にあたっては公募時の提案書類の内容のとおりとし、内容を変更するときは、当局と協議の上、内容変更について承認を得なければならない。

9 転貸等の禁止

使用を許可された者は、使用を許可された物件を転貸し、又は担保に供してはならない。

10 使用許可の取消又は変更

当局は、次の各号の一に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違反したとき
- (2) 当局において使用を許可した物件を必要とするとき
- (3) 使用を許可された者が、横浜市高速鉄道駅構内における臨時店舗の設置に関する要綱第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する者に該当することが判明したとき

11 原状回復

- (1) 当局が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、当局の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、当局が特に承認したときは、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、当局は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用を許可された者は何らの異議を申し立てることができない。

12 損害賠償

- (1) 使用を許可された者は、その責めに帰する理由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。
- (2) 使用を許可された者は、使用を許可した期間が満了したときは、又は当局が使用許可を取り消したときにおいて、当局が指定する期日までに使用を許可された財産を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、当局の基準により算定した使用料の額）の 3 倍に相当

する金額の損害賠償金を支払わなければならない。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、この許可書に定める義務を履行しないため当局に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

13 有益費等の請求権の放棄

当局により使用許可の取消が行われた場合において、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。

14 実地調査等

当局において必要があるときは、使用を許可した物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

15 疑義の決定

この条件に関し疑義のあるとき、その他使用を許可された物件について疑義を生じたときは、全て当局により決定するものとする。

16 審査請求の教示

この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に横浜市長に対して審査請求をすることができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

17 取消訴訟の教示

この処分については、上記16の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（当該処分の日から起算して1年以内に限る。）に、横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

ただし、正当な理由があるときには、上記期間経過後であっても訴えを提起することが認められる場合がある。

18 活動内容の明示

使用を許可された者は、使用を許可された場所において活動を行う際に、容易に実施主体がわかるよう、標章等にて名称等を明示しなければならない。また募金活動の場合には、募金の使途及び寄付先について、当局職員や駅利用者から問い合わせがあった場合には適切に対応すること。

19 その他

- (1) 当局が使用を許可した物件が、使用を許可された者の行為に起因するものにより、工事又は改修等の必要があると当局が判断した場合は、それらに要する費用等は使用を許可された者の負担とする。
- (2) 当局が行う工事又は改修等で、使用を許可された者の物件が工事施工上支障になると当局が判断した場合は、その物件を速やかに移設又は一時撤去等をするものとし、移設又はそれらに要する費用等は、使用を許可された者の負担とする。
- (3) 使用を許可された者が設置・保守・撤去等に係る工事を行う際には、当局の指示に基づき、必要な事前の届出を当局に対して行うものとする。